

平成 29 年度 甲種防火管理再講習のご案内

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部

甲種防火管理講習の修了者に対する再講習を次のとおり実施します。

1 講習種別

甲種防火管理再講習

2 講習実施日

平成 29 年 7 月 25 日 (火)

3 講習定員

50 名

4 受講対象者

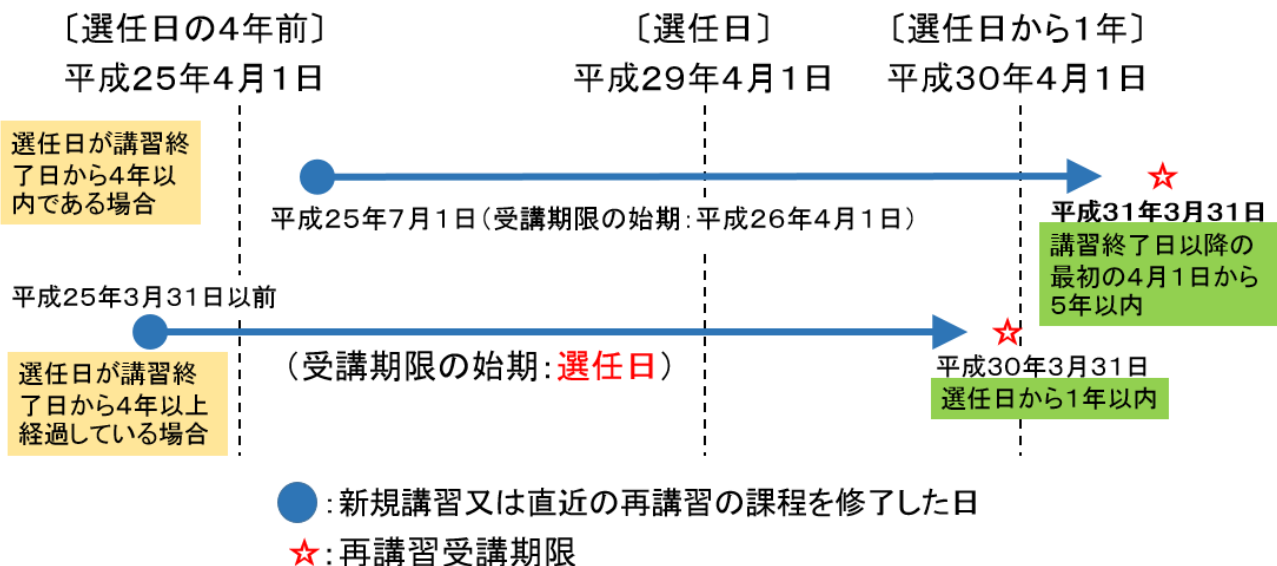
(1) 受講対象者等

収容人員が 300 人以上の特定防火対象物（劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物）の甲種防火対象物の防火管理者

(2) 受講義務の期限

上記対象者が防火管理者に選任された日が講習修了日（新規の甲種防火管理講習又は直近の再講習の課程を修了した日）から 4 年以内である場合は講習修了日以後の最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに、選任された日が講習修了日から 4 年以上経過している場合は選任された日から 1 年以内に再講習を受講しなければならない。

(例)



5 講習時間、講習会場等

(1) 講習時間及び講習科目

講習時間	10時00分～12時00分
講習科目	①防火管理に関する法令の改正概要 ②火災事例研究

(2) 講習会場

会津若松市役所北会津支所庁舎内 ピカリンホール

会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11

6 受講申込方法

(1) 受講申込書に必要事項をご記入の上、6ヶ月以内に撮影した写真（上正面三分身・無帽・無背景、縦3cm×横2.5cm）及び受講料の振込済の証明書等（ATMの場合は明細書。コピー可）を貼付し、取得済み修了証（甲種防火管理新規講習又は直近の再講習の修了証）のコピー（A4版）を添えて、消防本部又は最寄りの消防署、出張所あてお申込みください。申込書を受付けた後、受講票を発行しお渡しします。

(2) 受講申込書は、各消防署所に備え付けてあります。また、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部ホームページ（<http://www.119-aizu.jp/>）からもダウンロードできます。

(3) 郵送の場合、受講申込書に必要事項を記入し、写真及び受講料振込証明書等の写しを貼付の上、定形封筒に82円切手を貼った返信用封筒を同封し、消防本部予防課あてご郵送ください。受講票を発行し送付します。

※郵送先

郵便番号 965-0131 会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部予防課

7 申込受付期間

平成29年6月1日（木）から平成29年6月30日（金）まで（先着順に受付し、定員になり次第締め切ります。）

8 受講料

(1) 講習の受講にはテキスト代等として3,000円（税込）が必要となりますので、会津若松地方防火管理者会に納入してください。テキストは、講習会当日配布いたします。なお、既納の受講料は返還いたしませんので、ご承知おきください。

- (2) 受講料は前納です。払込取扱票の記入例をご確認のうえ、事前に最寄りの郵便局にて次の振込先に受講料を払い込みください。なお、振込手数料は受講者負担となります。

振込先：ゆうちょ銀行振替口座 02250-1-109971
加入者名：会津若松地方防火管理者会

- ※ 他の金融機関からこの口座に振り込む場合は、次のとおりです。

銀行名：ゆうちょ銀行（金融機関コード 9900）

店名（カナ）：二二九店（ニニキュー店）

預金口座：当座預金

口座番号：109971

カナ氏名：アイヅワカマツチハウボウカカンリシャカイ

- (3) 見積書・請求書・領収書の発行はしておりません。申込書には受領書・お客様控え等のコピーをお貼りいただき、原本を受講者様の領収書としてお使いください。

9 当日持参するもの

- (1) 受講票
- (2) 筆記用具

10 受講時の留意点

- (1) 受付時間を厳守してください。
- (2) 遅刻や欠席があった場合は、履修時間が不足するため修了証の交付ができません。
- (3) 受講当日は、受付にて受講票を提示して確認印を受けてください。

11 その他

- (1) 昭和61年以前（消防法改正前）に受講され、修了証の交付を受けている方は甲種防火管理者とみなします。
- (2) 講習会の問い合わせは、消防本部予防課（Tel 0242-59-1403）又は最寄りの消防署、分署、出張所にご連絡ください。

